

離島供給約款の料金変更届出

2020年9月18日
北陸電力送配電株式会社

当社は、本日（9月18日）、電気事業法第21条第1項の規定に基づき、離島供給約款[※]の料金変更に係る届出を経済産業大臣に行いましたので、お知らせいたします。

当社は、2020年10月1日から実施する託送供給等約款の料金変更に係る届出を経済産業大臣に行いました。（2020年7月28日お知らせ済み）

託送料金の見直しに伴い、北陸電力株式会社は特定小売供給約款等で定める電気料金を2020年10月1日から値下げすることを公表いたしました。

これを受け、当社は、北陸電力株式会社の電気料金の変動を離島料金に反映するため、本日（9月18日）、離島供給約款の料金変更に係る届出を経済産業大臣に行いました。

今回の届出により、離島における低圧供給のお客さまについて、2020年10月1日以降のご使用分から以下のとおり料金を改定いたします。

<料金変更内容>

使用電力量 1 kWhにつき	▲0.01円/kWh
----------------	------------

※ 一般送配電事業者が離島において本土と遜色ない料金水準で電力供給を行うこと等を制定

以 上